

IV 支援費支給関係事務等について

1 平成14年6月14日支援費制度担当課長会議 (事務処理要領)からの変更・追加・修正内容	60
2 市町村等事務処理様式 変更点一覧	189
3 市町村等事務処理様式	194
4 システム上における支援費制度の申請区分と 支給期間等の整理	266
5 支援費支給申請書等で使用する各種コード体系 の標準化（各種コードの統一化）について	272
6 インターフェイス仕様書解説書（案）	275
7 基準該当居宅支援事業者の登録等に係る 留意事項について	290

平成14年6月14日支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）からの変更・追加・修正内容
 （ページは、支援費制度事務処理要領のもの）

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 7	<p>第2章 支援費支給関係事務について</p> <p>第1節 援護の実施者</p> <p>援護の実施者は、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）である（身障法第9条、知障法第9条）。</p> <p>居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「居住地」とは、民法第21条に規定する住所の概念、すなわち生活の本拠と一致するものである。また、現にその場所に居住していない場合でも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合は、その場所を「居住地」とする。 ○ 「現在地」とは、居住地を有しないか又は明らかでない者が現に所在する場所である。 <p>I 居住地を有する障害者の施設類型ごとの援護の実施者について</p> <p>1 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者</p> <p>標記の施設については、訓練終了後等当初の目的が達せられた場合には入所者は施設を退所することが予定されていることから、当該施設入所者は、施設所在地の市町村に居住地を有するのではなく、施設入所前に住んでいた市町村に居住地を有する。したがって、援護の実施者は、入所前に住んでいた市町村となる。</p> <p>ただし、出身世帯が他の市町村に転出するなどの事情により、入所者が退所後入所前の市町村と異なる市町村に戻ることになる場合は、出身世帯の転出先の市町村が援護の実施者となる。</p> <p>仮に、継続して別のこれらの施設に移った場合であっても、同様の扱</p>	

いである。

- 「世帯」とは、通常、家族関係を中心とした日常の住居と生計を共にする人々の集団であり、構成員（=世帯員）は、一般的に祖父母、父母、兄弟姉妹と考えられる。

2 身体障害者療護施設の入所者

身体障害者療護施設入所者については、居住地特例（「入所前の居住地の市町村」身障法第9条第2項）により、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。なお、本人の現在地や出身世帯の居住地に変更があっても援護の実施者に変更はない。

また、身体障害者療護施設入所者が継続して二以上の身体障害者療護施設に入所している場合は、当該入所者が最初に入所した身体障害者療護施設の入所前の居住地の市町村が援護の実施者となる。

3 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅生活支援のうち知的障害者地域生活援助（グループホーム）については、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

また、知的障害者援護施設等から直接入居する場合は、施設入所中に有していた居住地の市町村が援護の実施者となる。

ただし、知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者の出身世帯が他の市町村に転居した場合は、出身世帯の転居先の市町村が援護の実施者となる。

- 知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者が他の居宅生活支援又は施設訓練等支援（通所）を利用する場合は、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

したがって、知的障害者地域生活援助（グループホーム）について支給決定を行った市町村が、他の居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（通所）の支給決定を行うことになる。

4 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設の入所者

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に準じて取り扱い、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

修正3 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅支援のうち知的障害者地域生活援助（グループホーム）については、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

また、知的障害者援護施設等から直接入居する場合は、施設入所中に有していた居住地の市町村が援護の実施者となる。

ただし、知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者の出身世帯が他の市町村に転居した場合は、出身世帯の転居先の市町村が援護の実施者となる。

- 知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居者が他の居宅支援又は施設支援（通所）を利用する場合は、入居者の知的障害者地域生活援助（グループホーム）入居前に住んでいた居住地の市町村が援護の実施者となる。

したがって、知的障害者地域生活援助（グループホーム）について支給決定を行った市町村が、他の居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（通所）の支給決定を行うことになる。

II 居住地不明者の施設訓練等支援費の支給について

施設に入所する場合、障害者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその者の現在地の市町村が、援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことになる。

III 平成15年3月末まで都道府県が措置を行う居住地不明者の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について

平成15年4月1日より、知的障害者が居住地を有しない場合又は明らかでない場合の援護の実施者は、権限の委譲により、その者の現在地の都道府県から、その者の現在地の市町村へ変更となる。

都道府県がその者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者の援護の実施者としてこれまで措置してきた、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会が設置する福祉施設に入所中の者については、平成15年4月1日から、当該入所者が措置されたときの現在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことを原則とする。

ただし、措置されたときの現在地が明らかでない場合は、当該施設の所在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給決定を行うことになる。

修正III 平成15年3月末まで都道府県が措置を行う居住地不明の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 10	<p>第2節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあっせん・調整、要請</p> <p>I 相談支援体制（身障法第9条第3項、知障法第9条第3項、児福法第21条の24第1項）</p> <p>1 相談業務の重要性</p> <p>市町村は障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審査又はサービス利用に係るあっせん・調整、要請と関連づけながら行うことが必要である。</p> <p>また、市町村の相談業務と併せ、市町村障害者生活支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業を行う相談支援事業者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の多様な主体が相談業務の担い手となることが期待されるところであり、市町村としてもこれらの機関等が行う活動と連携又は調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。</p> <p>なお、市町村及び相談業務の担い手と期待される各種機関においては、視覚障害や知的障害等の障害の特性に応じた適切な対応に努め、市町村及び各種機関を利用する障害者又は障害児の保護者が、適切かつ円滑に必要な相談支援が受けられるよう、ワンストップサービスの提供、点字によるパンフレットや知的障害者向けに工夫をしたパンフレットによる制度の広報、WAM-NETによる指定事業者情報の拡大文字及び音声による提供、相談援助の際の「地域福祉権利擁護事業」又は社会参加促進のための事業（手話通訳の設置、知的障害者への生活協力員の紹介等）の活用等に努めることが必要である。</p> <p>2 相談業務の内容</p> <p>(1) サービス選択のための相談</p> <p>障害者又は障害児の保護者等は支援費の支給申請に先立って、提供を受けようとするサービスの種類を選択する必要があるが、障害者又は障害児の保護者等がサービスを主体的かつ適切に選択していくためには、どのようなサービスを利用したらよいか、また、どのようなサ</p>	<p>修正 また、市町村の相談業務と併せ、市町村障害者生活支援事業や障害児（者）地域療育等支援事業を行う相談支援事業者、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の多様な主体が相談業務の担い手となることが期待されるところであり、市町村としてもこれらの機関等と連携又は調整を図り、地域における相談支援体制の充実に努めることが必要である。</p> <p>なお、市町村及び相談業務の担い手と期待される各種機関においては、視覚障害や知的障害等の障害の特性に応じた適切な対応に努め、市町村及び各種機関を利用する障害者又は障害児の保護者等が、適切かつ円滑に必要な相談支援が受けられるよう、ワンストップサービスの提供、点字によるパンフレットや知的障害者向けに工夫をしたパンフレットによる制度の広報、WAM-NETによる指定事業者情報の拡大文字及び音声による提供、相談援助の際の「地域福祉権利擁護事業」又は社会参加促進のための事業（手話通訳の設置、知的障害者への生活協力員の紹介等）の活用等に努めることが必要である。</p>

サービスの組み合わせで利用したらよいか等について、相談をしてサポートを受けられる体制を整備することが必要である。

(2) 指定事業者の情報提供

障害者又は障害児の保護者等が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、空き情報又は当該施設の支援方針等）を知ることが必要であり、市町村は、相談業務の一環として、広報、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用し、障害者又は障害児の保護者等が必要な情報を容易に入手できるようにすることが必要である。

II サービス利用に係るあっせん・調整、要請（身障法第10条第1項第1号及び第17条の3第1項、知障法第11条第1項第1号及び第15条の4第1項、児福法第21条の24第1項及び第2項）

市町村は、障害者又は障害児の保護者等の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者又は障害児の保護者等の利用の要請を行わなければならない。市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が相談及び指定事業者の情報提供とあいまって行われることになる。サービス提供事業者は、市町村が行うあっせん・調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要であり、その際、更生相談所が都道府県の機関としてこのような役割を担うことも考えられる。

※入所調整について

支援費制度の下では、利用者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合には、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、次のような公的な調整システムの構築が重要である。

- 都道府県が全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

なお、個別の調整に当たっては、入所希望者の意向も十分踏まえて行う必要がある。

具体的にどの範囲のサービスについて公的な調整を行うかについて

は、施設サービスの円滑かつ公平な利用を確保する観点から、都道府県
及び市町村が個別に決めることとなる。

ページ	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）	支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領） 平成14年6月14日（金）からの変更・追加・修正内容
P 12	<p>第3節 支給申請</p> <p>I 居宅生活支援費</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 申請者</p> <p>次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。</p> <p>ア 身障法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする<u>身体上の障害がある者</u>であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの（以下「身体障害者」という）</p> <p>イ 知障法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあっては、<u>15歳以上の知的障害者</u>を含む）</p> <p>ウ 児福法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳未満の身体障害者又は知的障害者（以下児福法第6条の2第2項に規定する「障害児」という）の保護者</p> <p>(2) 申請の代行</p> <p>支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。</p> <p>委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。</p> <p>(3) 代理人による申請</p> <p>障害者本人が、第三者に対して支援費支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。</p>	<p>修正ア 身障法第17条の5第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする<u>身体上の障害がある18歳以上の者</u>であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの（以下「身体障害者」という。）</p> <p>修正イ 知障法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあっては、<u>15歳以上のもの</u>を含む）</p>

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うことになる。

2 申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望するサービスの種類ごとに、支援費の支給申請を行う。

(1) 申請の種類

- ア 居宅介護
- イ デイサービス
- ウ 短期入所
- エ 知的障害者地域生活援助

(2) 申請に必要な書類

居宅生活支援費の支給の申請をしようとする申請者は、次のアに掲げる事項を記載した支給申請書（様式第1号）及びイの添付書類を、市町村に提出しなければならない。

ア 申請書の記載事項（身障法施行規則第9条の2第1項、知障法施行規則第7条第1項、児福法第20条第1項）

- ① 氏名、性別、居住地及び生年月日
- ② 居宅生活支援費の受給の状況
- ③ 施設訓練費等の受給の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）
- ④ 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第12項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう）を利用している場合には、その利用の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）
- ⑤ 当該申請に係る居宅生活支援の具体的な内容
- ⑥ 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

修正 なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うこととなる。

修正 (1) サービスの種類

修正③ 施設訓練等支援費の受給の状況（障害児の保護者による申請の場合を除く）

イ 申請書に添付する書類（身障法施行規則第9条の2第2項、知障法施行規則第7条第2項、児福法施行規則第20条第2項）

- ① 居宅利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類
- ② 現に居宅支給決定を受けている場合には、当該居宅受給者証

ウ 医師の診断書（身障法施行規則第9条の2第3項、知障法施行規則第7条第3項、児福法施行規則第20条第3項）

イに掲げる書類の他、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他心身の状況」を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

3 申請書の記載方法

(1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の氏名、居住地、電話番号、生年月日及び性別を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

○ 「申請者」とは、居宅又は施設サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

(2) 「支給申請に係る児童氏名」欄

障害児の保護者が申請を行った場合、当該支給申請に係る児童の氏名、生年月日、性別及び申請者との続柄を記載する。

(3) 「利用者負担額扶養義務者分対象者氏名」欄

当該支給申請に係る扶養義務者の氏名、居住地、電話番号及び申請者との続柄を記載する。

(4) 「身体障害者手帳番号」「療育手帳番号」欄

当該支給申請に係る障害者（児）の所持する身体障害者手帳番号又は療育手帳番号を記載する。

(5) 「サービス利用の状況」欄

修正○ 「申請者」とは、居宅サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

修正 (5) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」「施設サービス」「介護保険」の利用状況について、支援費制度以外のサービスも含め、その内容を具体的に記載する。

ア 居宅サービス

サービスの種類、内容、期間、量、事業者名等

イ 施設サービス

施設名、期間等

ウ 介護保険

サービスの種類、内容、事業者名等

(6) 「申請する支援の種類・内容」欄

「居宅介護」「デイサービス」「短期入所」「知的障害者地域生活援助（グループホーム）」のサービスの種類及び区分ごとに、希望するサービスの内容、支給量を具体的に記載する。

(7) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理人により行われる場合、代理人の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号、申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出するのが望ましい。

II 施設訓練等支援費

1 申請者

(1) 申請者

次のいずれかに該当する者が市町村に対し、支援費の支給を申請する。

ア 身障法第17条の11第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする身体障害者

イ 知障法第15条の12第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする18歳以上の知的障害者

申請時点で利用している「居宅サービス」(居宅生活支援費の受給の状況)、「施設サービス」(施設訓練等支援費の受給の状況)及び「介護保険」の利用状況について、その内容を具体的に記載する。

修正 (6) 「申請する支援の種類・内容」欄

「居宅介護」「デイサービス」「短期入所」「知的障害者地域生活援助（グループホーム）」のサービスの種類ごとに、希望するサービスの内容、支給量を具体的に記載する。

修正 (7) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理人により行われる場合、代理人の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号、申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出するのが望ましい。

(2) 申請の代行

支援費支給申請の代行は、障害者本人の支援費支給申請の意思表示の内容を本人に代わり伝える行為であり、本人から申請の代行の依頼を受けたものであれば、誰であっても可能である。また、必ずしも書面により依頼されている必要はない。

委任状を求めるか、窓口でどのような対応をするか等については、基本的に市町村の判断と考えるが、障害者本人に実際の申請意思があるか否かについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続の過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

(3) 代理人による申請

障害者本人が、第三者に対して支援費支給申請に係る法律行為を行うことを内容とする代理権を授与した場合には、当該第三者は、本人の「代理人」として支援費支給申請が可能である。

代理の場合は、障害者本人から代理権を授与されていることが必要であるが、障害者本人の意思表示に基づく代理権授与であるかどうかについては、勘案事項の聴き取り等による支給決定手続きの過程において確認できることから、申請時に一律に委任状の提出を求める必要はない。

なお、知的障害者等で判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者の支援費支給申請は、成年後見人が障害者本人に代わって支援費支給申請を行うことになる。

(4) 児福法第63条の4及び第63条の5の規定に基づき、15歳以上18歳未満の障害児が成人施設を利用する場合の申請

申請は、当該障害児が障害者とみなされることから、当該障害児本人が行う（身障法第17条の11及び第49条の2、知障法第15条の2及び附則第3項）。

2 申請方法

申請者は、援護の実施者である市町村に対して、利用を希望する施設の種類ごとに、支援費の支給申請を行う。

(1) 申請の種類

- ア 身体障害者更生施設
- イ 身体障害者療護施設
- ウ 身体障害者授産施設

修正 (4) 児福法第63条の4及び第63条の5の規定に基づき、15歳以上18歳未満の障害児が成人施設を利用する場合の申請

申請は、当該障害児が障害者とみなされることから、当該障害児本人が行う（身障法第17条の11及び第49条の2、知障法第15条の12及び附則第3項）。

修正 (1) 施設の種類

- エ 知的障害者更生施設
オ 知的障害者授産施設
カ 知的障害者通勤寮
キ 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設

(2) 申請に必要な書類

施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする申請者は、次のアに掲げる事項を記載した支給申請書及びイの添付書類を、市町村に提出しなければならない。

ア 申請書の記載事項（身障法施行規則第9条の16第1項、知障法施行規則第21条第1項）

- ① 氏名、性別、居住地及び生年月日
- ② 施設訓練等支援費の受給の状況
- ③ 居宅生活支援費の受給の状況
- ④ 当該申請に係る施設支援の具体的な内容
- ⑤ 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

イ 申請書に添付する書類（身障法施行規則第9条の16第2項、知障法施行規則第21条第2項）

- ① 施設利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類
- ② 現に施設支給決定を受けている場合には、当該施設受給者証

ウ 医師の診断書（身障法施行規則第9条の16第3項、知障法施行規則第21条第3項）

イに掲げる書類のほか、支給決定の際に「障害の種類及び程度その他の心身の状況」を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

3 申請書の記載方法

(1) 「申請者」欄

1の(1)の申請者の氏名、居住地、電話番号、生年月日及び性別を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

○ 「申請者」とは、居宅又は施設サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、

修正○ 「申請者」とは、施設サービスの利用者本人のことである。したがって、申請が代理人又は代行者により行われる場合には、本人が「申

本人が「申請者」となる。ただし、申請が18歳未満の障害児の保護者により行われる場合には、障害児本人ではなく、当該保護者が「申請者」となる。

(2) 「利用者負担額扶養義務者分対象者氏名」欄

当該支給申請に係る扶養義務者の氏名、居住地、電話番号及び申請者との続柄を記載する。

(3) 「身体障害者手帳番号」「療育手帳番号」欄

当該支給申請に係る障害者の所持する身体障害者手帳番号又は療育手帳番号を記載する。

(4) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」「施設サービス」「介護保険」の利用状況について、支援費制度以外のサービスも含め、その内容を具体的に記載する。

ア 居宅サービス

サービスの種類、内容、期間、量、事業者名等

イ 施設サービス

施設名、期間等

ウ 介護保険

サービスの種類、内容、事業者名等

(5) 「申請する支援の種類・内容」欄

利用を希望する施設種別の□をチェック、又は塗りつぶし、入所又は通所の種別のある施設については、当該種別のいずれかを丸で囲む。

(6) 「届出者」欄

申請が障害者本人の代理により行われる場合、代理人の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代理人の氏名、居住地、電話番号及び申請者との関係を記載する。

また、申請が障害者本人の代行者により行われる場合、代行者の□をチェック、又は塗りつぶし、当該代行者の氏名、住所、電話番号及び申請者との関係を記載する。

※ なお、障害者本人の代理人等であることを証明する委任状等があれば、申請書とともに提出するのが望ましい。

請者」となる。(削除)

修正 (4) 「サービス利用の状況」欄

申請時点で利用している「居宅サービス」(居宅生活支援費の受受給の状況)、「施設サービス」(施設訓練等支援費の受給の状況)の利用状況について、その内容を具体的に記載する。

ウ (削除)